

検査の対象となる液体物

100ml(g)以下の個々の容器で、それぞれの容器を1リットル以下のジッパー付き透明プラスチック袋に入れてください。

品目	代表例
清涼飲料水	水・スポーツドリンク・お茶・炭酸水・スポーツ用ゼリー飲料
健康食品・栄養保健食品	ドリンク剤・薬用酒・ローヤルゼリー
ガスボンベ式スプレー	制汗スプレー・整髪スプレー・虫除けスプレー・除菌スプレー・シェービングフォーム
クリーム・ローション類	化粧水・保湿クリーム・化粧下地クリーム・液状コンシーラー・ボディローション・日焼けローション・ハンドクリーム
制汗ジェル・整髪ジェル	-
ジェル状リップクリーム・ジェル状口紅	-
液状ファンデーション	-
香水・コロソ (液状、ジェル状、霧吹きスプレー) 液体マスカラ、液状アイライナー	香水・トワレ・コロソ -
化粧クレンジング、洗顔用品	洗顔フォーム・メイク落とし
シャンプー・リンス	-
歯みがき粉	-
入れ歯安定剤	-

例外となる液体物

100ml(g)以下という容器制限もありませんし、1リットル以下のプラスチック袋にいれる必要はありませんが、「医薬品」として検査員に申し出ていただく必要があります。

品目	代表例
液状、ジェル状の処方薬品、市販薬品 (目薬、医療用食塩水を含む)	液状風邪薬・液状胃腸薬・咳止めシロップ・ジェルカプセル薬・コンタクトレンズ用剤 (保存液)・熱冷ましシート・使い捨てコンタクトレンズ
食事療法者、身体障害者、輸送患者に対する水、ジュース、液状栄養食品、糖尿病患者用の特別食品	糖尿病患者用食品
乳幼児食品、母乳、妊産婦用食品等 ※乳幼児同伴に限る	乳児用離乳食、乳児用飲料